

射水市出生祝いクーポン券交付事業 取扱事業者募集要項

1. 趣旨

子どもの誕生を祝福するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による不安の中、妊娠期や出産を経た子育て世帯を支援するために、新生児1人に対して2万円の電子クーポンをLINEを通じて交付します。当該事業にご参加いただける事業者(店舗)を以下のとおり募集します。

※ 電子クーポン利用者は、店舗のレジ横にあるQRコードをスマートフォンで読み取り、利用金額を1円単位で入力し、画面確認の上、決済を行います。

参加する店舗では、従来のような紙クーポンのように管理・保管する必要はなく、利用された金額は、毎月1回、自動的に指定口座へ振り込まれます。

2. 電子クーポンの概要(令和6年度)

発行総額 (見込み)	1,200万円 ※令和6年度については、新生児600人分を見込んでいる。
発行内容	10,000円を1セットとし2セットを1世帯へ交付 (父と母がそれぞれ1セットずつ受け取ることも可能)
利用対象者	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに生まれた新生児と同一住所地に登録され、引き続き本市で同居される父母又は養育者(転入児を含む)
利用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※電子クーポンは、発行した日から3か月以上経過すると、使用できなくなる。
その他	・電子クーポン利用後の返品不可 ・現金との引き換え不可 ・つり銭又はクーポン残高の支払は行わない。 ・電子クーポン又はスマートフォンの盗難、紛失、滅失等いかなる理由があっても電子クーポンの再発行は行わない。

3. 登録資格と条件

原則、育児用品等を扱う小売店とし、飲食店やサービス業は除き、以下の(1)～(3)のすべてを満たす事業者が対象です。なお、育児用品等を扱う小売店や育児用品の例については、別紙のとおりです。

- (1) 射水市に店舗のある事業者(本社、本店の所在地は問わない。)
- (2) 事業趣旨に賛同し、電子クーポン管理システムの利用を承諾する事業者
- (3) 次に該当する事業者は対象外とします。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - ② 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条に規定する営業を行うもの

- ③ 「4. 出生祝いクーポン券の利用対象とならないもの」に記載する取引・商品のみを取り扱う事業者
- ④ その他の法令又は公序良俗に反するもの

4. 出生祝いクーポン券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・電気・ガス・水道等の公共料金）
- (2) 換金性の高いものの購入（有価証券、旅行券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード、割引券等）、電子マネーへのチャージ
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 不動産の支払いや金融商品（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入
- (5) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (6) 酒税法に規定する酒類の購入
- (7) 娯楽施設への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、事業の趣旨にそぐわないもの、取扱事業者が不適切と判断したもの（利用対象外とする商品を独自に指定する場合は、あらかじめ利用者が認識できるように明示するなどに努める。）

5. 事業者負担

事業者の費用負担はありません。

- ・ 取扱事業者としての登録手数料は無料です。
- ・ 電子クーポンの取り扱いのための機器導入や手数料は不要です。
- ・ 換金手数料は無料です。

6. 申請方法

取扱事業者登録申請フォーム（Web申請）、もしくは申請書（別記様式）に必要事項を記入の上、ご提出ください。

申請フォームはこちらです。



7. 申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※なお、期間終了後も随時受け付けますが、終了後に申請された事業者は、事業者

一覧に時間をにおいて掲載される場合や、事業開始当日に店頭掲示用のポスター・QRコードが間に合わない可能性があります。

8. 確認・登録

受託業者は、申請のあった事業者（店舗）について、申請フォーム又は申請書に不備等がないか確認し、登録後、事業者宛に店頭掲示用ポスター等を郵送します。

9. 換金手続き

- (1) 換金は、電子クーポン管理システムにて各店舗の利用金額を集計し、オンラインバンク上の、事業者が申請時に提出した指定口座に、毎月1回、振り込みを行います。（電子クーポンを利用した月の1日から末日までの分を、原則翌月10日に振り込みます。10日が週休日又は祝祭日の場合は翌日又は翌々日）
詳細な入金スケジュールについては参加事業者登録後に郵送される事業者専用マニュアルをご参照ください。

10. 取扱店の責務等

取扱事業者は、次の事項を順守してください。

- (1) 特段の事由がない限り、出生祝いクーポン券交付事業の実施期間中に取扱事業者を辞退しないこと。
(2) 配布する店頭掲示用ポスター等を利用者の分かりやすい場所に掲示し、電子クーポンの利用応対を行うこと。

11. 取扱店の資格喪失

万一、取扱事業者が本要項に定める事項に反し、または不正行為が発覚した場合には、市は取扱事業者登録を取消し、電子クーポンの換金を停止することがあります。

12. 問い合わせ先

【店舗募集・申請、電子クーポン管理システムに関すること】

受託業者 タビィコム株式会社

東京都中央区日本橋茅場町2-17-13 第2井上ビル403

TEL 03-6661-0051

FAX 03-6661-9455

e-mail eps@tavii.com

【出生祝いクーポン券交付事業に関すること】

発注者 射水市子ども福祉課

富山県射水市新開発410-1 射水市役所本庁舎

TEL 0766-51-6546

FAX 0766-51-6639

e-mail kodomo@city.imizu.lg.jp